



WE ARE YA+A

Architecture Know-how Report

Evolution • True value • Deepening

医療施設編

クリニック開業に向けて | 準備と戦略

医療機関は、どの地域でも求められる機関で、クリニックを開業すれば社会貢献度も非常に高いです。

しかし同じ診療科目のクリニックが開業されたとしても新規患者が集まる可能性が低いです。

『綺麗なクリニック』という理由で患者さんが集まってきてくれる可能性もありますが、長期にわたりクリニック運営が厳しいものになります。

開業を考えた際には、まず何をすべきか、どんな戦略を経営者として考えなければならないかということに重点を置き、開業までの行程も併せてご紹介します。

クリニック開業に向けて

1. クリニックの概要を考える
2. クリニックの建物を考える
3. 開業に向けた書類手続きについて考える
経営について考える
4. 工事着工へ

ざっくりとした言い方ですが、主な5行程に分けました。それぞれ事細か内容が隠れています。特に1.2.3は連動しますので、考え始めた当初はかなり不慣れなことで頭を抱えるかもしれません。まず言えることは、可能な限り早い段階でプロ（主に建築士・設計事務所）に相談すべきということです。

1. 考えるべきクリニックの概要

開業しようと考えたときには、すでに勤務医として十分な経験がおりでしょうし、専門とされている診療科目での開業を目指されていることと思いますが、あえて下記の考えるべき内容でも挙げています。

- ・診療科目
- ・地域・土地柄
- ・クリニックの開業形態（戸建てか、クリニックモールなどのテナント）
- ・入院ベッドの有無
- ・導入する医療機器（MCTなど特殊機器）

診療科目は決められていると思いますが、まず開業したい地域から考えるかと思えます。住み慣れた地域であったり、ふるさと・地元であったり、と思入れのある地域を選択することが多いのですが、開業したいと思う地域のクリニック開業状態を調べる必要があります。

✓ 診療科目と開業したい地域・土地について

特に診療科目を内科・歯科・整骨院の場合、すでに開業しているクリニックが多くあり、新規参入の場合は、軌道に乗せづらいことが予想されます。しかし、親子間相続でクリニックを引き継いだものの、建物が古く、改修される場合や、近隣に空き地への移る場合は、周辺の開業状態を考える必要は少ないでしょう。

いかにクリニックの開院当初から、軌道に乗せるかが経営のポイントですから、開業場所に関してはしっかりとリサーチする必要があります。場所の選定から、建築士に話を通すか否かにより、次の行程の進み具合も変わってきます。

✓ クリニックの開業形態

開業地域・場所の選定ともに、戸建て形態で開業するのか・テナント形態で開業するかも検討しなければなりません。

駅前・駅周辺のビルであったり、クリニックモールに参入したり、ショッピングモール（大きめの商業施設）の中での開業と様々な形態があります。

テナントの場合、特に注意していただきたいのが、該当するビルが『クリニックを開業できる』建物、つまり建築基準法などの法令を守る建物かどうかです。

クリニックは、建築基準法では“特殊建築物”に該当しますので、バリアフリーや防火対策基準など厳しく設定されているからです。

✓ 入院ベッドの有無

クリニックは、“特殊建築物”ですが、入院ベッドの有無により規制が変わります。

入院ベッド数が19床という数を起点に、「診療所」と「病院」として建物の区別がつきます。特に無床の場合、一般建築物としてみなされ、規制は緩くなります。

入院ベッド数が19床以上となると該当する建物は、「病院」として認定され、規制は非常に厳しくなります。

✓ 導入する医療機器

診療科目により導入する機器は異なりますが、周りのクリニックと違いをつけ（差別化）、その医療機器を導入していることを武器に患者を集めることも可能ですし、ご自身の目指す診療に向けて必要な機器の場合もあります。

ここで医療機器を考えることは、クリニックの規模にも関係するのですが、建物の電気配線や壁や床の作り方にも影響を与えます。

例えば、MRIを導入する場合、本体が大型であるため、搬入方法も特殊な方法ですし、強力な電磁波が発生するために四方の壁にも特殊加工が必要になります。

ですから、特に大型の医療機器を導入する場合、テナントの開業は厳しいですから、戸建開業を選択することになります。



2. クリニックの建物について考える

先ほどから何度か触れていますが、ここでは建物（建築基準法やその他準じる法令）について考えます。

すでに、戸建かテナントかを決められた上ですが、どちらの形態にもかかわらず、“特殊建築物”として取り扱われます。

立地、建物のつくり、防火に対する設備、バリアフリー、自治体の条例、定期報告の義務など様々な内容が関わり、お一人で把握するのは至難の技です。

すべて建物の設計に関わることで、建築士に相談すべき内容であり、一任すべきと判断される方もいらっしゃるかもしれませんが、『院長』、『管理者』となるわけですから、ある程度把握する必要があります。

むしろ建築士と積極的に連携することを推奨します。

3. 経営について考える

ビジネスとして成功するための土台づくりです。経営方針をかため、必要な機関との連携体制の構築、医療報酬のしくみ、電子カルテのためのLAN環境設定など、受付や医療行為の補助のため人員確保、資金繰り、広告や看板、・・・と1から作り上げていくことが大半です。

またクリニックの開業は、さまざまな部署に申請、届出の提出を行わなければなりません。特に大型の医療機器の導入においても申請が必要な場合もあり、すぐに許可が下るとは限りませんから、時間に余裕をもった行動をする必要があります。

- 必要な届出の一例、（ ）内は提出先
- ・ 工事に前に建築確認申請（自治体）
 - ・ 診療所開設届（保健所）
 - ・ 保険医療機関指定申請書（厚生局）
 - ・ 生活保護法指定医療機関指定申請書（福祉事務所）

ご紹介した届出は、ほんの一握りです。初めての開業で戸惑うことも多くあるでしょうから、実績のあるプロにリードしてしてもらいましょう。

4. 工事着工へ

申請書の作成をかたわらに、クリニックのデザインも建築士と相談しながら進めていき、やっと建物の建築がスタートします。

地鎮祭や上棟式も経て、建物が完成へと向かいます。ドキドキ・ワクワク感を堪能してください。

開業に向けて準備をはじめよう

クリニック開業のきっかけは何であれ、人を助ける大業です。新型コロナの影響下で、多くの業種が自粛を求められる中、最先端で力を発揮し、いつでもどこでも求められる機関です。

近くに同じ診療科目があったとしても（ない方が好ましいですが）、建物の見た目や設備がしっかりと整っていれば、患者さんが集まってきます。

準備をはじめ大変なことが多いですが、一つ一つ解決していけばいいだけです。

まずは、信頼できる建築士・設計事務所から探しましょう。



違いは何？『クリニック』と『病院』

クリニックは、地域の医療を支え、地域に安心感を根付かせるために必要な機関です。

そのため、開業をするにあたって、『クリニック』を開業するか、『病院』を開業するか、では形態が全く異なります。

コラムのポイント

- クリニックは、軽い病気やけが、慢性期疾患（症状は落ち着いていても引き続き治療が必要な病気・けがの診療を中心として行います）。
- 病院は、突如発症し短期間で重症化する可能性のある急性期疾患の診療や、MRIやCTなどを使った精密な検査などを行います。
- 誰もが適切な機関で適切な治療を受けることができるようにするため、クリニックと病院の立ち位置は違います。
- このコラムを読むことで、クリニックと病院の違いと立ち位置を知り、次回診察時に迷うことがなくなります。

クリニックと病院の位置付け

クリニックと病院の違いは、患者様にとって身近かそうでないかといえるでしょう。

病院は、診療科目が多数あります。その分患者様の数も多く、待ち時間も長くなり、手軽なものとは感じにくいです。一方、クリニックは開業医の方が多く、地域に根ざした医療や関係構築をしており、身近に感じることが多いでしょう。

クリニックは、病院と違い、地域に根ざしているという特徴を持っています。

◆ クリニックとは？

駅や街中で、『〇〇クリニック』や『〇〇医院』という看板は多くあります。しかし、医療機関の分類上、『クリニック』や『医院』は、法律上存在しません。クリニックも医院も、『診療所』の通称です。

『病院』という名前を診療所に分類される医療機関が付けることは、法律で禁止されています。しかし、『診療所』では病院という言葉に比べ医療機関を表す言葉として分かりにくくなります。なので、わかりやすくするために診療所に分類される医療機関は、クリニックや医院という名前を使用しています。『〇〇内科』『〇〇形成外科』というように、対応している診療科を名称として使用している診療所も数多くあります。

クリニックは、開設者が医師か非医師かは問われず、市町村や医療法人、社会福祉法人等の法人が開設する診療所もあります。

医療法によるクリニックの定義は、

この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。（医療法）

と、あります。

クリニックには、病床数（ベット数）が1～19の有床診療所と、病床を持たない無床診療所があります。また、歯科診療所もここに含まれます。

✓ クリニックの立ち位置

クリニックは、軽い病気やけが、慢性期疾患（症状は落ち着いていても引き続き治療が必要な病気・けが）の診療が中心です。命に関わる大きな病気やけがではなく、日常的に起こりうる病気やけがを治療することで、地域に根ざしています。

クリニックを経営する場合、信頼される診療をし続ける以上に、経営を安定させる為に手法を凝らしていく必要があります。



◆ 病院とは？

医療法による病院の定義は、

この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。（医療法）

病院の定義は、複数の診療科があり、入院できるベット数が20以上の比較的規模の大きい医療機関を指します。

そして他にも、先進的な医療に取り組む国立病院、大学病院といった大規模病院や、地域医療を支える中核病院、地域密着型病院などがあります。

病院よりも更に大きい総合病院は、

患者100人以上の収容施設を有し、その診療科目に内科、外科、産婦人科、眼科および耳鼻咽喉科を含み、かつ化学、細菌および病理の検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用または患者輸送用の自動車を有する場合、その所在地の知事の承認を得て、総合病院と称することができる。（医療法）

とされています。

✓ 病院の立ち位置

突如発症し、短期間で重症化する可能性のある急性期疾患の診療や、MRIやCTなどを使った精密な検査は、病院が行います。

もし、風邪などの軽い病気で多くの方が病院にかかると、命に関わる急性期疾患の患者がすぐに治療を受けられなくなります。たとえ急性期疾患で病院にかかり治療を受けたとしても、症状が落ち着いてくると治療はクリニックに移されます。そうすることで、病院は適切な治療を必要としている患者を受け入れることができます。

クリニックと病院の役割が違うのは、誰もが適切な機関で適切な治療を受けることができるようにするためです。

クリニックと病院の違い

クリニックのスタッフ数は、特に定義はありません。ただ、人経費は経営を進めていく上で削られる対象となりやすいのは事実です。

働く人がクリニックを作り、強い組織へと育てていき、患者様との関係性も構築します。あまり削ることなく、クリニック運営を行いましょう。

病院のスタッフ数は医療法により決められています。最低3名の医師が必要で、更に、外来患者40名に対して医師1名、入院患者16名に対して医師1名が必要ともされています。

✓ 初診料

日本の医療費は、国が価格を決める公定価格制です。病院や診療所で行われる診察、検査、処置、手術などの医療行為は、ひとつひとつ国が価格を決めており、この価格を診療報酬と言います。

以前は、初診料は病院とクリニックで異なる値段設定がされていました。しかし平成18年度に法律が変わり、病院もクリニックも初診料は2700円に統一されました。

ただ、受診する時間や曜日によって、初診料は料金が変わります。午前8時前と午後6時以降で、その医療機関が表示してある診療時間外に受診した場合は時間外加算がされます。また、午後10時～翌午前6時までの間に受診した場合は深夜加算がされます。

✓ 紹介状

紹介状があるかどうかによって、医療費は大きく変わってきます。紹介状は、医者同士でしっかりとした患者情報が共有、二度同じ検査等をする必要がない、などの役割を果たします。

同じ病院にかかる場合でも、クリニックから病院へ紹介されて診療を行う場合と、直接病院に行き診療を行う場合は医療費が異なります。病院によっても異なりますが、病院に行く場合は紹介状がないと医療費は高くなります。もし紹介状なく直接病院に行くと、特別料金が徴収されるだけでなく、何度も同じ検査をしなければなりません。

もしクリニックから大きな病院へ行くのであれば、紹介状を持って行きましょう。

クリニックを選ぶ理由

病院は、ほぼ全ての診療科目を受診することができます。しかし、病院だけしかない場合、不都合や不便が生じます。

確かに、病院は高度な医療技術を提供しています。しかし、患者数が多く待ち時間が長かったり、必要な医師の人数が揃わなかったり、診療スペースが足りなかったりと、患者様に医療を提供するための時間がかかってしまいます。

クリニックは医療を分散化する大きな役割を果たしています。

クリニックは、日常生活の中で利用しやすいような施設作り、空間作りが必要で、だからこそ地域に根付かせていく必要があります。良い立地、良い環境を作り上げることで、地域の医療を支え、自身のクリニックを上手く経営していく事につながります。



後悔しないために…クリニックの内装で注意すべきことは

開業を決意し、外装や内装にしっかりとこだわったクリニック。実際に機能し始めてから、不便を感じる事が多い、結局改装する羽目になった…という事態は極力避けたいですね。

後々後悔しないために、クリニック開業時、特に内装部分ではどのような点に気をつけるとよいのでしょうか。

コラムのポイント

- ・ クリニックの内装は、デザイン性だけでなく動線や収納、音に配慮することが重要です。
- ・ 内装にしっかりとこだわることで、患者様に配慮しているという意思表示や安心感の創出につながります。
- ・ このコラムを読んで頂くことで、クリニックを開業する際、患者様の目線を持ちながら、物理的に働きやすい環境のクリニックを作り上げる引き出しとなります。

クリニックに必要な機能性

クリニックの診療技術の高さや専門性の高さはもちろんのこと、外から見た時の個性的なデザインで洗練された佇まいであるということも、評価され選ばれる対象となっています。

そしてそれは、集客にも大いに影響を及ぼすこととなります。

現代では、SNSをうまく活用する事によって、クリニックを拡散してもらい病院について紹介してもらい、知ってもらえることができるようになりました。

実際に個性的なデザインの建物は、見た目のお洒落さだけで拡散され、認知度を上げています。

このように、外観はクリニックの印象を大きく左右します。

ただそれだけではなく、実際に来院された方がクリニックに対してどう感じ、今後も継続して来院しようと思うかどうかは、内装も大きな影響を与えます。

クリニックで実際に働く医師、看護師が働きやすい環境が整いイキイキと働いていることは、来院された方にポジティブな印象を与えます。それが、不便を感じながら働く姿だとうのでしょうか。また、居心地の悪い診察室、診察内容だとうのでしょうか。

可能な限り整えられる部分は整えた上で、クリニックの内装は決めていきましょう。

内装で気をつけたいこと4選

では、どのような部分に気をつけたいかをご紹介します。

1. カルテ棚は広く確保する

電子カルテ化が一般的になった現代。新規開業するほとんどのクリニックが、開業時に電子カルテを導入しています。

また、ペーパーレス化ということで既存のカルテを無くしていく方向のクリニックも多いでしょう。

実際には、たくさんのメーカーが電子カルテを販売し、電子カルテの普及を狙っています。

しかし医療機関全体を見渡してみると、実際の電子カルテの普及率は意外と低い状況のようです。

✓ 増えるものと考えて設置する

電子カルテを導入するので、うちのカルテ棚はそこまで大きくなくていい…と思うかもしれませんが。

しかし、電子カルテで患者さんの情報を残していくと決めていても、診察内容や病種によっては紙に印刷した上で保管する場合があります。そして、クリニック運営を続けていくうちに、電子カルテだけでは不便が生じる、という声が現場から挙がる可能性もあります。

また、すでにカルテのストックの多いクリニックの場合、古いカルテをストックしておく場所も必要となります。

いずれにしろ、カルテは増えるものと想定し、ある程度のスペース確保は必要です。

✓ 見せる収納、見せない工夫

カルテ棚は、受付スタッフの方が使いやすいように受付の後ろや横の棚に基本的に配置されます。

個人情報が見えてしまうので、見えない場所に収納の方が安心、という関係者の方も多いでしょう。



あえて見える場所に収納する、という方法もあります。受付スタッフの後ろに、

大きく棚を設け色別にカルテを収納していきます。

個人情報なので、中身が見えないような配慮は最低限行います。

最初は開いているスペースが多かったものが、開業後数年経つとカルテでいっぱいになり、鮮やかなカラーのグラデーションが印象的な棚に…というように、カルテ棚を育てる事もできます。クリニックの足跡として、常に目に入る場所にあるので持つベシオンにもいい影響を与えるでしょう。

カルテを見せる、見せないのいずれの収納方法であれ、カルテ棚、保管スペースは広く確保しておきましょう。

カルテ棚と同様、薬剤倉庫のスペースが少なく、収納に困るという場合も多いようです。

その場で過ごし続ける以上、ものはだんだんと増えていくことも念頭に置いた上で内装を決めましょう。

2. 診療室はとにかく広くする

来院される方の年齢層を考慮して、無理なくスムーズにクリニック内を移動できるように動線設計をしましょう。

そのためにも、診療室は広く確保するようにしましょう。

自由に歩行ができ、不自由なく日常生活を送る人の目線、動線だけでクリニック内の導線設計をしてしまうと、車椅子の方、妊婦さんなどは行動し辛く、ストレスとなってしまいます。

少し配慮して診療室を広くすることで、ストレスは軽減することができます。

明確でわかりやすく、広々とした動線を確保することで、車椅子や年齢に関わらず、利用しやすいクリニックとなります。

3. 防音対策をしっかりと行う

クリニックは、身体や心の状態、家族構成やその関係性、診療方針など、プライベートな内容が多く話される場所です。

内容を、周りの人に聞かれたくないという方がほとんどでしょう。

そのため、防音にはしっかりと配慮する必要があります。

✓ 隙間を無くす

音は空気を伝わって聞こえます。そのため、少しでも隙間があるとそこから音は漏れます。パーテーションを設置しているので大丈夫、と思っている方もいらっしゃると思いますが、パーテーションの周りに大きな隙間があればそこから音は漏れてしまいます。遮音対策として有効なのは、隙間を可能な限りなくす、ということです。

密室であるにも関わらず、隣の部屋から会話が漏れる場合、遮音している素材が軽いことが考えられます。

音漏れには、素材の密度、重さが関係してきます。

カーテンのような薄く軽い素材であれば、音は漏れやすくなります。

カーテンであれば、暑く、重いものを使用することで、音漏れはある程度防ぐことができます。

クリニック待合室と診療室を、カーテンだけで仕切っている場合は、会話は筒抜けとおいておいた方が良さそうです。

また、内装の形状や材質によって、共鳴、振動しやすい音があります。普段は影響がなくても、患者様の声の高さやトーンによって共鳴、振動してしまう場合があります。

そういった場合に備えて、マスキング効果を有効ない活用する方法があります。

✓ マスキング効果とは

2つの音が重なった時、ある周波数帯域の音が同じ周波数帯域の音を聴こえにくくする、耳の構造上から起こりえる生理現象です。この特徴は、騒音対策にも用いられており、音が気になる場合に、別の音を発生させてカモフラージュさせるなどして活用されています。

このマスキング効果を用い、診察室内のBGMの周波数帯域を調整し、人の声をマスキングしやすいように工夫することができます。

4. 衛生面に配慮している意思表示

清潔感、衛生面は、クリニックだからこそ求められる対策です。

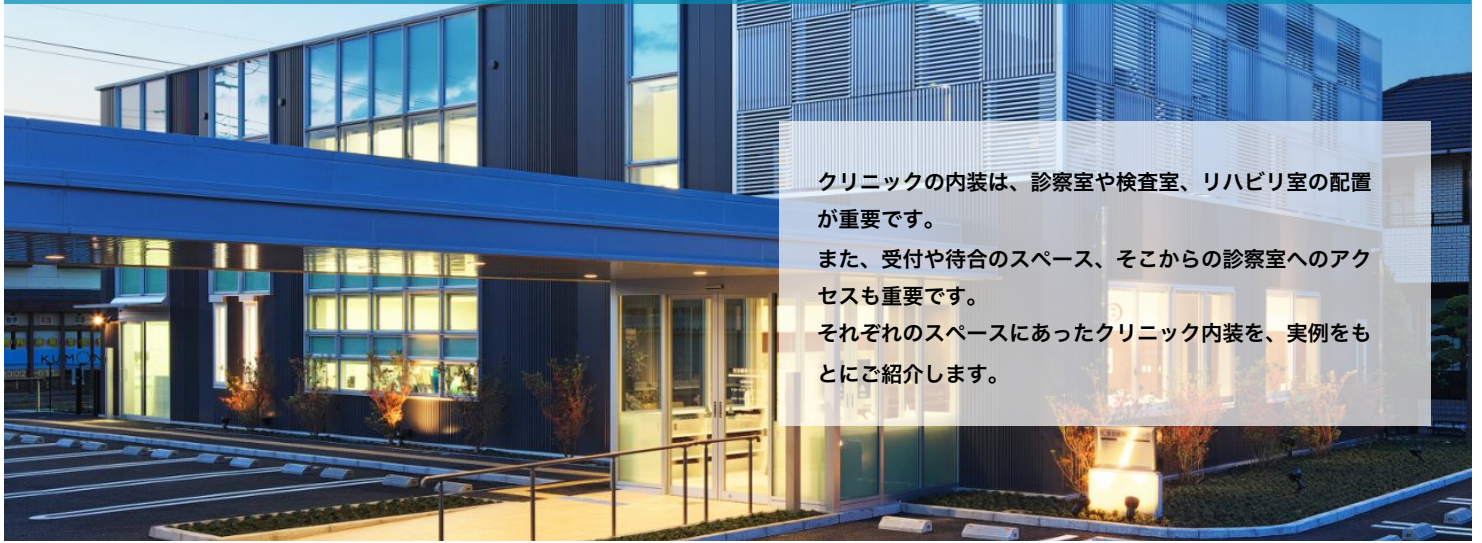
初期投資を惜しんだがために、後々、改築することにならないよう最初の段階で行っておきましょう。

また、患者様に配慮しているという意思表示や安心感の創出にもつながります。

据付型の消毒装置を設置したり、花粉やPM2.5、ウィルス等を遮断する為のエアーカーテンを入り口に設置したりとすることができます。



【実例紹介】クリニックの内装とデザイン



クリニックの内装は、診察室や検査室、リハビリ室の配置が重要です。

また、受付や待合のスペース、そこからの診察室へのアクセスも重要です。

それぞれのスペースにあったクリニック内装を、実例をもとにご紹介します。

コラムのポイント

- ・ 医療提供施設としてクリニックの内装に求められるものは、清潔感があること、地域性や利用者層に合わせた雰囲気であることです。
- ・ リラックスできる診察室、スタイリッシュな外観にすることで、デザイン性で患者様の心をつかむことができます。
- ・ このコラムを読んで頂くことで、デザイン性の高いクリニックに触れ感性を磨くことができます。それとともに、今後開業時に参考にできる内装やデザイン、レイアウト、作業動線の知識を得ることができます。

クリニック内装のポイントとは

クリニックの内装は、他の商業施設や建築物とは違い、医療提供施設として求められるものを形にしていく必要があります。

① 清潔感の漂う施設

医療施設であれば、清潔感があるというのは必要不可欠です。

常に掃除が行き届き、自分の身体を任せても大丈夫だと思ってもらえる施設である必要があります。デザイン面で工夫することで、清潔感のある空間は作り出すことができます。

また、診察室や待合室ともにLEDを用いて均一の明るさを確保することで、クリニック内の明るさにも配慮でき清潔感を演出することができます。

② 地域性・利用者層に合わせた内装

誰もが安全な家具・設備機器を備えることは必須です。

そして、利用者の年齢や雰囲気といった利用者層に合わせた内装にすることで、親近感と居心地の良さを抱いてもらうことができます。

③ ムダのない動線設計

レイアウトの工夫で動線をスムーズにしましょう。

特に患者さんとスタッフの動線は異なるので、双方の動線を考えながら設計を進めることが大切です。

実例紹介 | ほりファミリー歯科



シンプルな形状で、ガラスと温かみのある木調がアクセントとなった外観です。



開放的な待合室には、キッズルームも併設されています。クリニックを利用するのは大人だけでなく、小さなお子様連れの方もいらっしゃいます。お子様連れの方は、騒いでしまわないか、他の方に迷惑をかけるのではないかと、という理由から、どうしても足が遠のきがちになってしまいます。そういった配慮をさせてしまわないよう、キッズスペースは不可欠です。



お子様も心地よく過ごすことができる待合室は、建築後に併設しようとするスペース的に難しかったり、ちぐはぐなデザインになったりしてしまいます。

設計の段階であらかじめ取り入れておくことで、空間にフィットしたデザイン性の高いキッズルームとなります。

絵本やフェルトのおもちゃなど、あまり大きな音が出ず、さらにお子様が集まることができるおもちゃを置いておくことで、お子様、保護者の方、他の外來のお客様皆が安心して過ごすことができます。



建物は、通常の診察以外にも幅広い使い道があります。

休業日を利用してセミナー開催をしたり、利用者向けの季節のイベントを企画したりすることで、参加者同士の人脈を広げるだけでなく、場の運用を効果的に行うことができます。また、そういった場を提供している、ということでクリニック自体の認知度も上がるでしょう。

場の使い方としての考え方は様々ですが、将来的な利用方法も加味した上で内装を作り上げていくことで、ぐっとクリニックの活用方法が広がります。

作業動線を考慮することで、診察を効率良く進めていくことが出来ます。

また、清潔感のある診察室内であれば、利用者もリラックスした状態で診察を受けることができます。

リラックスすることで、信頼関係の構築もスムーズになります。

診療技術、場の空気感、構築しやすい関係性など、多方面からアプローチできる診察室にしていきましょう。

実例紹介 | 永田眼科クリニック



外観はシンプルな矩形でありながらも、単調にならないように押出成形セメント版のリップの太さを変えたものをランダムに貼り陰影を操作されています。また、設備スペースを囲うルーバーをランダムな市松模様とすることでいいアクセントとなっています。

人目をひくデザイン、というだけで記憶に残りやすく選んでもらいやすくなります。



昼間、存在感があるのはもちろんのことですが、夜間でも中の光が幻想的に溢れて周りの建物とは一線を画します。



クリニックの内部は、落ち着いた木調と白をベースとして、テクスチャの貼りわけによって動線を操作しています。

クリニック関係者は、常に過ごす場所なのでどこに何があるか、診察時の動線はどうかなどは把握しています。

しかし、初めて利用する方やどのように診察室内を動けばいいのかよく分からない方にとっては、迷ってしまうことも多々あるでしょう。

診察時は、言葉での誘導が常にできる状況でない場合も生じます。

動線操作によって、利用者だけでなくクリニック側のストレスも軽減することができます。





明るい雰囲気の漂う、シンプルな外観です。

鉄筋コンクリート造りで、外観は敷地高低差を処理する擁壁も兼ねています。元々、高低差のある土地となると、クリニック建設は敬遠されがちです。しかし、そのような土地は買い手が見つからない、高度な建築スキルが必要、などという点で高低差のない土地を購入するよりも価格が抑えられる場合があります。

このように、立体的に高低差のある敷地を利用することで、ネックとなる敷地の状態を強みや良さに変えることが出来ます。



また、このように高低差のある二面の道路を利用してあります。診察、治療ゾーンは3、4階に設けています。

待合室、内観のデザインはコンクリートの素地に木材を合わせています。

コンクリートの整然とした質感の中にも、木地の温かみが備わっています。



廊下やリハビリ室のデザイン。

間仕切りはガラスによって透け感を演出しています。実際の広さよりも、視線の抜けにより感覚的に広く感じるので、利用者の方も解放的な空間の中でリラックスしながら待ち時間を過ごすことができます。



医療スキルが高いのももちろんですが、あのおしゃれなクリニックに通いたい、綺麗な施設で治療を受けたい、という利用者の心をつかむには、デザイン性の高いクリニックであることが大きな効果を発揮します。コンセプトにあったクリニックを建設することで、地域での存在感が増すこととなります。

その場所で、継続して患者様が来てくださることで、医療現場という目には見えない、行きにくい、足を踏み入れにくいという壁を取っ払ってくれる役割をも担ってくれます。

様々な建築実例を参考にし、人々が通いたくなるクリニックを造り上げましょう。

デザイン性の高いクリニックを作り上げて1から設計や建築を進めていくには、建築実例が多く、様々な要望、パターンにしっかりと対応してくれるプロの専門家や建築事務所とともに行うのが最も有効かつ効果的でしょう。



クリニックの開業 | 知っておきたい建築基準法と諸手続き

クリニック開業のため、新たに建築物を建てたりテナントを探したり…。
しかしいざ進めてみると、クリニックを建築できない場所だったり、構造的に使えないテナントだったりすることも。
そこで開業をスムーズに進めるために、知っておきたい建築基準法や諸手続きをご紹介します。

コラムのポイント

- 建築物を建てる上で基本となる、建築基準法により、病院は特殊建築物に当たります。
クリニックは、有床か無床かにより特殊建築物になるかどうかが決まります。
- クリニック開業には、建築確認申請、診療所開設届、保険医療機関指定申請書などの諸手続きが必要です。
- 建築基準法の内容を知り、必要な諸手続きを押さえることで、クリニック開業をスムーズに進めることができます。

建築基準法とは

建築基準法とは、建築物を建てる上で基本となる法律です。敷地、構造、設備、用途に関する最低の基準を定めています。

私たちの生命・健康・財産が守られ、安全に快適に暮らせるように建物や土地に対してルールを定めたものです。

建物を設計したり建築したりする際、都市計画法や消防法などさまざまな法律と関連しながら最低限守るべきルールを明確にしたものです。

建築基準法の対象になるのは、建築物、建築物の敷地、設備、構造、用途などで、どんな用途や規模の建物がその土地に建てられるのか、床面積や建築面積の上限どのくらいか、というようにルールが多岐にわたって定められています。

着工前に行う建築確認申請、着工後の中間検査、完了検査なども建築基準法で定められています。

◆ 病院は特殊建築物

特殊建築物とは、建築基準法第2条2項で定められている特殊な設備・構造を持った建物のことです。

「学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。」

病院は、これに当てはまります。

病院は、立地条件や防火設備、構造など厳しく制限されています。それは構造・設備が特殊な建築物で不特定多数の人々が利用するため、「通常の建物よりも火災が発生する可能性が高い」「人命に関わる大きな事故につながるリスクが高い」「建物だけでなく、周りにも影響が及ぶ可能性」など、多くのリスクを抱えているからです。

そのため特殊建築物として、立地条件や防火設備、構造、あるいは工事中の取扱いにまで厳しく義務が定められています。

通常の建築物とは異なり、構造の老朽化や避難設備の不備などによって大きな事故や災害につながるリスクが高いとされています。

そのため建築基準法で、専門の調査者や検査者が定期的に調査・検査をし、市や都道府県の特定行政庁に報告することが建築物の安全性を保つことを目的に決められています。

特殊建築物の所有者は、この調査結果を元に建物のメンテナンスや維持管理を行う必要があります。

◆ 開業予定のクリニックは有床？無床？

では、これから開業しようとしているクリニックは有床（入院ベッドがある）と無床（入院ベッドがない）、どちらの予定でしょうか？

クリニック開業時、計画に大きく影響してくるのは、有床か無床かという点です。



建築基準法では、20床以上が病院と規定されています。それ以下は診療所扱いですが、19床以下でも建築物としての分類は特殊建築物と規定されています。そうすると、避難や内装制限等の規制が無床の場合と比較しても格段に厳しくなります。無床の診療所、クリニックは特殊建築物とはなりません。そのため建築基準法において、用途により規制されることはありません。しかし1床でもベッドを持つ（100㎡以下は除く）と、特殊建築物として扱われてしまいます。

このようにクリニック（診療所）を作る場合、建築基準法だけでなくバリアフリー法や地方公共団体条例の規制があります。建築基準法以外の各種条例での規制もあるため、手続きが複雑です。クリニック建築実績の多い建築士や建築事務所と連携することで、スムーズにクリニックの開業に向けて進めていくことができるでしょう。

クリニック開業時に必要な諸手続き

では、クリニック開業時に必要な手続きをご紹介します。

◆ まずは建築確認申請を

クリニックを新築、増築、大規模の修繕、特殊建築物へ用途変更する場合は、工事着手前に、**建築確認申請**を提出します。そして、確認済証の交付を受ける必要があります。これは、クリニックが避難、安全、構造、設備それぞれに関連した法律の規定に適合している事の確認のために受けるものです。

確認申請は、原則として法律に適合していれば認済証が発行されます。

規模ではなく用途での申請となるので、ビルにテナントとして入居する場合であれば建築確認申請（用途変更の申請）も必要ありません。

◆ 諸官庁への主な届出・手続き

主な届け出・手続きは以下の2つです。それぞれの内容を見てみましょう。

✓ 保健所に『診療所開設届』を提出

クリニックを新しく開業する時に提出するのが、『診療所開設届』です。医療法第8条によると、クリニック開設日から10日以内に所管の保健所へ提出する必要があります。

しかし、事前相談なく開設届を提出しようとしても、すぐに受理されることが少ないので事前に保健所に足を運ぶようにしましょう。内装や院内レイアウトなどについての指導が細かく入ることを想定し、内装工事前に一度は相談を済ませておくその後スムーズに事が運ぶでしょう。

クリニック名称も、すでに近隣に同名のものがある、似たような名前があることもあります。そうすると、名称の変更が必要になります。看板、パンフレット、名刺全て準備した後でクリニックの名称変更を知るとなると、精神的にも金銭的にも大きな損失となってしまいます。

同時に開設届の書き方や、添付書類の書き方指導、その他不明点はしっかりと確認し、スムーズな受理を目指しましょう。

✓ 厚生局に『保険医療機関指定申請書』を提出

診療所開設届が無事に受理されれば、医療法上はクリニックが開業できたこととなります。しかし、それだけでは自由診療しか行えません。自由診療扱いは、診察料が全額患者さんの自己負担となってしまいます。

公的医療保険による診療、つまり保険診療を行うためには、保険医療機関としての指定を受ける手続きがさらに必要です。開業地を管轄する厚生局の事務所に『保険医療機関指定申請書』を提出することが、その手続きにあたります。

受付には締切日が設けられています。締切日自体は地域により異なるものの、保険医療機関としての指定は原則毎月一日付けです。ただ、指定開始日は地域によりまったく異なりますので、管轄の厚生局に事前に問い合わせ確認しましょう。

締切に間に合えば翌月初めから開業し保険診療を行うことができますが、もし間に合わなかった場合、一ヶ月以上開業は先延ばし、その間は無収入…ということになります。

そのような事態に陥らないよう、開業地が決まった段階で手続き申請スケジュールを確認しておきましょう。

今後の人生を左右する、大事な開業手続きですので、スケジュールや書類に不備がないかの確認作業は慎重に行いましょう。

専門家とともに確実なクリニック開業準備を

クリニックを開業する場合、建築基準法に則り、建築物を建てる必要があります。そして、諸手続きも

保健所に

- ・診療所使用許可申請書
- ・診療用X線装置備付届
- ・麻薬管理者・施用者免許申請書
- ・結核予防法指定医療機関指定申請書

などを提出するだけでなく、それ以外にも

- ・生活保護法指定医療機関指定申請書
- ・母体保護法指定医師指定申請書
- ・労災保険指定医療機関指定申請書

などを福祉事務所、労働基準監督署に提出する必要があります。

これらを不備なく進めていくためには、開業計画の初段階からクリニック実績の多い建築家と連携していくのが最も確実でしょう。



【必読】クリニック開業までのスケジュールリング

クリニックの開業を決め、いざ準備を始めようとした時に重要なのが、どのような流れで開業を進め、どうスケジュールリングを組むかです。最初にしっかりと計画を行い、それに基づきながら進めていくだけで、手探りながらも着実に開業準備を進めていくことができます。

コラムのポイント

- ・ クリニックの開業準備として、まずは基本理念を決め、診療方針、経営基本計画を練りましょう。
- ・ 人口や交通量に基づいた開業地選出、事業計画書の作成、それに基づいた資金調達、設備投資、諸手続きなどが開業に向けて必要です。
- ・ このコラムを読むことで、自分のベストな開業時期、クリニック開業をする上で必要な工程を知ることができます。また、クリニック開業にあたっての建築実例を知ることができます。

まずは基本理念・診療方針・経営の基本的な計画を

クリニックの開業を決めたら、まずは基本理念を明確にし、診療方針や経営基本計画を立てましょう。クリニックの開業、経営の土台となる部分なので、最初にしっかりと時間をかけて慎重に考える必要があります。

診療方針や経営基本計画の作成自体は難易度が高いものではありません。なぜ開業するのか、どういう診療をするのか、といった開業の動機を掘り下げること、自然と考えが固まり作成につなげることができます。開業動機は人それぞれです。技術を活かす、医療貢献、人間関係に注力したくない、収入を上げたい…。美しい理由でなくても、開業に向けてのエネルギーとなる動機であれば十分です。本心に向き合って開業動機を明確にしておくだけで、ご自身にあった計画や診療方針を立てることができます。

✓ 基本理念

組織がその根本に据える理念や目標、思想のことです。クリニックを開業するにあたり、どんな目標を掲げ、どんな思想で診療を行うのか、今後の方向性を左右する重要なことです。ブレないように固めておきましょう。

✓ 基本方針

どのような患者さんに、何を、どのように提供するのかを決めましょう。得意な分野に絞るのか、知識や経験がある範囲で、診療範囲を広げるのか…ご自身の考え、やり方にあった方針を決めましょう。

開業までの流れとスケジュールリング

クリニックの開業の時期は、年度末で現職場を退職し4月～6月に開業する医師が多い傾向にあります。

開業当初は慣れないことが多いので、クリニック繁忙期と開業時期が、なるべくかぶらないようにしましょう。

繁忙による手際の悪い対応や、慣れからくる医療ミスにより、クリニックの印象を悪くする恐れがあります。

避けられるリスクはあらかじめ避け、計画を練ることで開業後もスムーズにクリニックを運営することができます。

では、開業に向けていつ頃から開業準備を始めたらよいのでしょうか。新規開業の場合であれば、余裕を持って1年以上かけて準備をしていきましょう。

開業地選出から資金調達まで、より綿密な計画を立て、着実に準備を進めていくことができます。

◆ 開業地を決める

開業に向けてやるべきことの中でも、特に重要なのは開業地を選出することです。開業地は集患に直結し、今後の経営がうまくいかどうかの大きな鍵を握っています。

なかなかよい物件が見つからない、候補がたくさんあり決められない、という状況に陥るかもしれませんが、のちの計画に遅れが出ないように考慮しつつ納得のいく開業地を見つけましょう。

開業地を見つけるために把握しておくポイントは3つあります。

① 周辺人口と人の動きを把握する

開業地周辺の人口は、来院患者数に直結します。

今だけでなく、10～20年後まで経営を続けることを想定し、人口に加え年齢構成、家族構成、転勤世帯が多いのか、子どもの数はどうなのか、などを把握できるようにあらかじめ市場調査を行いましょう。



② 交通機関の状況を把握する

徒歩、自転車、車、公共交通機関など、移動手段は主に何が使われているのかによって人の流れは変わってきます。最寄り駅の規模によっても違うでしょう。専門性の高い医療を中心に行うのであれば、広範囲の集患が可能な駅近くでの開業、というように考えられます。また、移動手段による道の状況により人通りが大きく異なってきます。実際に確認しておくことで安心でしょう。

③ 競合医院の数と実態を把握する

既に多くのクリニックが開業しており、長年経営して実績を積んでいるのであれば、他のエリアを検討する、異なる医療を提供する、など検討しましょう。

これらのポイントに気をつけて、開業地を決めましょう。また、クリニックを開業する場合は保健所の許可が必要です。開業地が決まったら、契約を結ぶ前にまず保健所に確認し、その場所にクリニックの開業ができるのかどうかを確認しましょう。

◆ 資金調達を行う

資金調達のため、融資を受けるのであれば経営計画を示した事業計画書の提出が必要です。政府系金融機関、メガバンク、地方銀行などさまざまな金融機関が融資を行っています。

✓ 事業計画書とは

開業時に必要な以下の内容をまとめたものです。

- 開業時の支出内訳
土地、建物、内装、テナント敷金、医療機器、広告宣伝費など
- 資金調達の内訳
自己資金、借入金、リースなど
- 開業後の初年度収支計画

銀行の融資を得るというだけでなく、開業後の状況把握や経営指針を把握するためにも、事業計画書は重要です。自己作成も可能ですが、綿密な内容に仕上げるためにも税理士やコンサルタントに依頼し作成を頼んだ方が確実でしょう。

✓ 設備を整える

テナントに入居する場合は、ビル自体の基本設備の細かなチェックを行います。

また、クリニック内で使用する医療機器は、性能のいい大病院や大学病院で使い慣れたものを使いたいかもしれません。

しかし、高価な性能のいい機器を揃えるだけの融資が下りない可能性もあります。必要最低限の性能に絞り、確実に必要な設備を整えていくようにしましょう。

機器の耐用年数やメンテナンスの頻度などのチェックも合わせて行いましょう。経営していく上で、診療内容の変化や医療機器の進化は十分に考えられます。5～10年後を想定し、設備面を整えていく必要があります。

そして設備とともに、内装も重要です。

クリニックとはいえ、居心地の良い待合室や診察室であれば、それだけでクリニックの評価も高まります。

建築事例の多い、経験豊富な建築士や設計事務所の力も借りながら、計画を進めましょう。

✓ 諸手続きを行う

クリニックを開業する場合、様々な届出が必要となります。診療所開設届は保健所に、保険医療機関指定申請は厚生局に、など多岐にわたります。各機関に事前相談の上、確実に提出しましょう。

修正が生じたり、思ったより審査に時間がかかったりと、順調に手続きが行われない場合を想定し、段取り良く早めに取り掛かるようにしましょう。

開業に向けてしっかりと段取りを

開業するタイミングは人それぞれです。今、という方もいれば5年後、という方もいらっしゃるでしょう。

開業医という今後の人生を思い描くのであれば、キャリアプランを明確にしてしっかりとしたスケジュールを組み、開業に向けた準備を進めていきましょう。



【クリニック経営】成功する秘訣とは



クリニック経営は、計画性のある目標設定をした上で、地域の人脈やSNSなどの様々なツールやつながりを生かすことで成功につながります。

効果的なクリニックの集患につながるSNS活用法や経営していく上で重要となる秘訣をご紹介します。

コラムのポイント

- ・ クリニック経営を成功させるには、計画性のある目標設定、人脈づくりが必要です。
- ・ 現代では、集患においてWEBをいかに有効活用するかも重要です。
- ・ クリニック経営において成功の秘訣を知ることができ、専門家と綿密な計画を立てながら進めていくことで、思い描くクリニックを作り上げることが現実となります。

現場での経験、下積みを経ていざ自身のクリニックを経営！という道を志す時。

医療現場の知識はたくさんあるものの、経営の知識はまだ弱い、把握できていないことがたくさんある、という方も多いのではないのでしょうか。そこで、クリニックを経営しそれを成功に導く4つの秘訣をご紹介します。

秘訣① 計画性のある目標設定

何事も、事を成し遂げていくためには目標設定が大きな鍵を握ります。実際にクリニックを開業・経営するのであれば、開業する時期の決定、月々の集患数、年間の売上高、収益など目標を立てて達成していく必要があります。

計画性がなく、突然開業しても成功する可能性は低いでしょう。あらかじめ開業の意思表示をしておく、開業資金の積み立て、やりくりなど、開業前に計画的に進めておく必要があるものが多々あります。実現可能な目標をまずはしっかりと掲げ、計画的に経営を進めていきましょう。

立てる目標やそれを達成するための内容として、以下のようなものが挙げられます。

- ・ 1～3カ年の長期戦略策定を行い将来のビジョンを立案
- ・ 3カ年計画をもとに、売上及び経費のマーケティング計画を作成
- ・ 開業エリアを分析し、見込み利用者の発掘案を作成
- ・ 利用者固定化のためのツール作成
- ・ サービス力強化対策案の作成

クリニックの3カ年の計画が難しいのであれば、まずは1年、半年、1カ月の目標を設定して、それをクリアするためにどうスケジュールを組むか、立てた計画はどう実行したかなど、これまでの自分を振り返りながら段階を経て計画していきましょう。

秘訣② 地域の中での人脈づくり

クリニックを経営していく上で、地域医療を推進する行政関係者やケアマネジャー、介護士といった専門職に携わる人だけでなく、利用者やその家族など地域の多くの人との出会いがあります。

人々との人脈をつくりあげ、積極的に関わり良好な関係性を気づいていくことが出来ないと、クリニック経営を成功に導くのは難しいでしょう。

高度な医療スキルは、もちろん最低限必要なものです。経営を続けていくためには、人との関わりが重要であり、最終的に人が人を呼び、売り上げとなり経営を続けていく大きな役割を担うことを理解しておくことが重要です。

名刺交換やメール、食事など人脈を作る手段は多岐に渡ります。知人、医療関係者、行政関係者、趣味の付き合いなど様々な分野に広がる人脈を形成していきましょう。

自身のネットワークは、どんな分野に多く深く広がっているのかを知ること、今後必要となる人脈のヒントともなります。

秘訣③ WEBを活用した集客・集患

集客・集患の媒体として絶対に必要なのがWEBを活用したマーケティングです。

現代ではHPやSNSなど様々な媒体があり、そこを通じて新規患者がクリニックを知るきっかけとなります。

自身のクリニックのサイトを持っている、という声は多く聞きます。しかし作っただけでは意味はなく、サイトを効果的に運用していく必要があります。



- WEBサイトのアクセス解析
- 競合WEBサイトの分析

をまずは積極的に行います。

その上で、

- SEO対策
- WEB広告の運用
- SNSの活用

を効果的に行います。これらは専門業者に頼むことで、クリニックにあった効果的なやり方を導入してくれるでしょう。

そして、

- 結果の検証や修正、調整
- を繰り返すことにより、効果的なWEBを活用した集客・集患となります。

医療機関は、医療法広告規制により開院後の広告活動は法律で規制されています。

しかし開院前は広告活動が許されており、その広告活動は開院後の患者数に大きく影響します。

開院前は、まずは折り込みチラシや内覧会で、積極的にアピールしていきましょう。

クリニック開院後は、WEBを上手く活用することで、広告代わりとなります。

場所や時間を問わず、クリニックをアピールできますので、時間を決めて労力を注ぎながら通常業務と並行して集患対策を行う必要がなくなります。

- どのような疾患を診られるのか、症状名や症状の写真・イラストを用い掲載する
- 専門的な科目では症状名をわかりやすく掲載する
- 行っている検査、クリニックまでのアクセス方法、地図、診療時間、予約の有無などをわかりやすく掲載
- 院長やスタッフ、クリニック内の雰囲気などを写真やコメントを交えて掲載

これらの情報が適切に利用者に伝わることで、よりクリニック来院へのハードルが下がります。

クリニックは、実際に足を運び、診察を受けなければどのようなものかは利用者にはわかりません。

お試しでちょっと覗いてみよう…ということもなかなかできません。そのために、利用者の方に選んでもらうには積極的な利用者が求めている情報の開示が有効です。

秘訣④ 一線を画すデザイン性

クリニックだけでなく、どのような経営でも独自性を打ち出していくことは重要です。

個人や組織にあった良さを生かし、周りとの差別化を行うことで独自の経営スタイルを育てていくことができます。

クリニックの場合、内装や全体的なデザインは独自性に大きく貢献するでしょう。

空間の内装、照明の明るさ、問診時や診察時のデスクに看護師や医師が座る位置、室内のカラーリング、アロマ、BGMに至るまで、利用者を選んでもらうために工夫できる点は多々あります。

ただ診察ができればいい、コストを抑えればいい、というのではなく、こだわって設計され作り上げられたものは五感を通して人々の心に届きます。

開業後に行っていく予定の医療行為や集患が予想される人達の属性などを考慮した上で、デザインを作り上げていきます。そうすることで、クリニックは個性的で利用者のニーズに寄り添うものが出来上がります。

クリニック経営を成功させるために

クリニックの経営は、秘訣を抑えながら進めていくことで成功に近づけることができます。

経営、というコスト面はどうしても気がりにはなりますが、開院後に利益を確保し生み出し続けていくためには、コスト面ばかり意識するのではなく、集客意識を常に持ち続けることが大切です。

特に、デザイン性の高いクリニックを作り上げて1から設計や建築を進めていくことは、建築実例が多く、様々な要望、パターンにしっかりと対応してくれるプロの専門家や建築事務所とともに行うのが最も有効かつ効果的でしょう。



クリニックの効果的なホームページ活用法

クリニックを開業するにあたり、ホームページは重要な役割を果たします。
広告宣伝費をかけなくても、クリニックの診療内容や開院時間などを24時間発信し続けるホームページの有効活用法をご紹介します。

コラムのポイント

- **クリニックのホームページは、集患に大きな影響を与えます。**
- **デザインの工夫や必要とされている情報をわかりやすく記載、更新頻度などに気をつけることで、ホームページを有効活用することができます。**
- **経験豊富な専門家とともにホームページを作成、運用することでレスクマネジメントにもなり、費用対効果も高まります。**

クリニックのHPの必要性

知らないことや気になることは、インターネットでなんでも検索することが出来るようになった現代。
インターネット上に情報が無い、というだけで、集患に必要な仕事は大きなチャンスを逃すことに繋がります。

◆ 『近いから』だけでは選ばれない

今までは、人口が多い場所にクリニックを開業することで集患に繋がっていました。
そこからの口コミでさらに繋がりができ、集患で頭を抱えることは少なかったでしょう。

しかし、現在ではインターネットの普及により、クリニックがどのような診療を行い、いつ開院しているのか、クリニックの雰囲気はどうか、技術面はどうかなどは、すべて調べられるようになりました。
クリニックの数も増えている中、ホームページを使って電話番号や看板以外でも効果的に宣伝を行うことができている方が、より選ばれるようになってきています。

ホームページがしっかりと活用されていないと、残念ながら新規の患者様を増やしていくのはなかなか難しいでしょう。

◆ 必要な人に向けての適確なアピール

患者様が必要とする情報がしっかりと載っているホームページを持つことで、クリニックの細かい診療内容や診療に対する考え方、スタッフの雰囲気など、電話番号や看板ではアピールできない非常に多くの情報を伝える事が可能になります。

長年、同じクリニックでかかりつけ医としてお付き合いのある方にとっては、必要性はあまり感じられないかも知れません。

しかし、今よりも自分に合った診療を受けられるクリニックを探している方、新たにクリニックを探している方、また今後取引を考えている業者の方や勤務先を探している方などには、情報や魅力を正確に伝えることができます。

ホームページは、最初に作って終わり…ではありません。必要とする人の目に触れて、初めて役割を果たします。

そして中身も、クリニック側が伝えたいことばかりをふんだんに盛り込むのではなく、患者様が見やすく、情報が分かりやすく、使いやすく整っているホームページである必要があります。

そうすることで、後々費用対効果のあるホームページへと成長を遂げていきます。

集患につながるホームページにするために必要なこととは

ホームページは、ただ作って満足するのではなく、集患に繋がらなくてはなりません。

患者様にとって魅力的なホームページにするためには、幾つかのポイントがあります。



◆ 清潔感と安心感のあるデザイン

ホームページの印象は、最初の数秒で判断されます。人間も同じで、はじめまして、の最初の数秒で相手がどんな人かを判断します。なので、目に留めてもらいやすいデザイン、人に好印象を与えるようなホームページである必要があります。

明るく爽やかなホームページ、清潔感のある、シャープな、整然としたデザインのホームページにすることで、患者様は安心感を抱き、ここなら大丈夫かもしれない…と選ぶきっかけとなります。クリニック内の写真も多用することで、内情を良く知ってもらうことができます。

また、遠方に住んでいてそのクリニックの院長の顔や様子を知らない方でも、写真があるだけで信用してもらいやすくなります。

可愛いから、かっこいいから、という理由でチープな印象の色使いだったり、奇抜なデザインを取り入れたりすることで、一定の層には受け入れられるかもしれませんが。

しかし、自分の体を任せていいのだろうか…という疑念につながりかねず、足を運んでもらうことすらできないかもしれません。

◆ 整然とわかりやすい診療内容

✓ 住所・電話番号・診療時間・場所

住所、電話番号、診療時間は、患者様がクリニックを利用する上で必要最低限の情報です。

誰が見てもすぐわかるような位置に掲載しましょう。診療時間と診療を行っている曜日は、見やすい表にまとめ、すぐ予約をしたいといったニーズにもすぐ対応できるように、どのページからでも予約ページに飛べるようにしておきましょう。

クリニックまでのアクセスは、来院手段に合わせて案内を掲載します。徒歩、車、公共交通機関、と手段を想定した上で、最寄り駅からの行き方や目印になる建物の紹介、駐車場の有無などを掲載します。

誰もが携帯のグーグルマップを頼りに通院できるわけではないので、できるだけ詳しい情報を載せておきましょう。

✓ 治療方針・治療内容

得意とする分野や治療方針、治療内容やおおよその期間などを詳しく記載します。

クリニックが得意とする分野の疾患を、詳しく図解や可能な範囲で写真を記載することで、患者様にとっては求めている治療方法を見つけたり、医師の専門分野が患者に伝わりやすくなったりします。

得意分野以外でも、対応できる具体的な症状についても合わせて記載しましょう。

患者様が、自分が抱えている症状と照らし合わせて、クリニックにかかるかどうかを決める判断材料となります。

治療期間も載せることで、実際に通院可能かどうかの判断材料にもなります。

実際の治療の流れの詳細を記載しておくことで、治療の流れがイメージできるのでクリニックに来院した時の不安も和らぎます。

◆ 広告規制に留意する

SNSを有効活用すれば集客には繋がります。しかし、医業は開業前や一定の条件を満たしていない場合の広告は規制されています。

詳しくは、厚生労働省の『医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針(医療広告ガイドライン)』に記載されています。

ではどのような内容が規制対象となるのでしょうか。

✓ 広告規制対象

- QRコードを読み取ることで表示されるウェブサイトは、インターネット上のウェブサイトと同様の取り扱いとなる。
ただし、当該医療機関等の情報を得ようとの目的を有する者が、当該QRコードを読み込ませることで閲覧するものであり、広告可能事項の限定解除要件を満たした場合には、広告可能事項の限定を解除可能。
- 患者の希望であってもメールマガジンやパンフレットは広告として取り扱われる。
ただし、患者等が自ら求めて入手する情報を表示する媒体広告なので可能事項の限定解除要件を満たした場合には、広告可能事項の限定を解除可能。
- フリーペーパーに掲載された医療機関等の広告も、医療法及び医療広告ガイドラインによる広告規制の対象。
- 『最先端』や『最適』の表現は、誇大広告に該当。

✓ 広告規制対象外

- 個人が運営するウェブサイト、SNSの個人のページ及び第三者が運営するいわゆる口コミサイト等への体験談の掲載については、医療機関が広告料等の費用負担等の便宜を図って掲載を依頼しているなどによる誘引性が認められない場合は、広告に該当しない。
- 無料相談は広告可能。
無料で健康相談を実施している旨については広告可能。ただし、広告に際し、費用を強調した広告は品位を損ねるもので、医療に関する広告として適切ではなく、厳に慎むべきもの。

集患の手段としてホームページを活用する上で、新規患者数をさらに増やすためにメールマガジンを配信する、簡単に読み取れるようにQRコードを載せる、などの方法はたくさんあります。

ただ、医業では規制に引っかかってしまうものも多々あるので、採用する場合はしっかりと調べた上で行う、専門家とともに進めるなどのリスクマネジメントが必要です。

◆ 更新頻度

ホームページ作成後も、治療内容や診療時間の変更、移転など、掲載されている情報に変更が生じた場合は早めに修正対応をしましょう。古い情報が掲載され続けているというだけで、信用に関わります。情報は常に正確なものであるように気をつけましょう。

常にホームページに留意することができない、という場合、得意とする分野のコラムやプラスアルファの専門的な情報を定期的に載せることをお勧めします。クリニックとしての知識の深さや専門性を知ってもらうことができる上、常に情報を更新することで、クリニックの評価向上とともに検索のされやすさに繋がります。

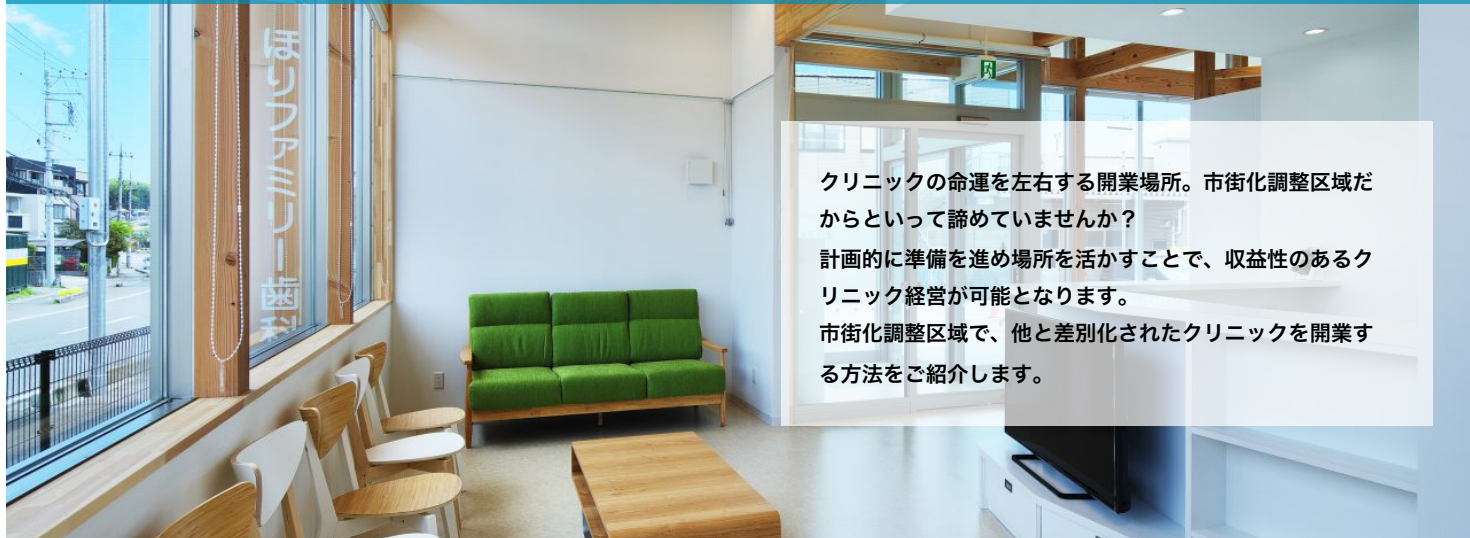
ホームページは効果的に活用を

クリニックが地域にどのように貢献したいのか、どのような医療を提供したいのか、などをしっかりと記載することで、誠実なイメージが伝わり、結果としてホームページは大きな役割を果たすことができます。

掲載される写真も、クリニック自体が魅力あふれるデザインで人々の目を惹きつけるものであれば、それだけで大きな集客効果となります。



市街化調整区域でのクリニック開業



クリニックの命運を左右する開業場所。市街化調整区域だからといって諦めていませんか？

計画的に準備を進め場所を活かすことで、収益性のあるクリニック経営が可能となります。

市街化調整区域で、他と差別化されたクリニックを開業する方法をご紹介します。

コラムのポイント

- 市街化調整区域にクリニックを開業する上で重要なのは、競合医院の少なさや駐車場の広さなど場所の利点を最大限生かすことです。
- また、駅からの遠さや調剤薬局の有無などの一見不利な点も、建物独自の魅力的なデザイン性や整った設備面でカバーすることができます。
- 市街化調整区域という側面を最大限生かすことで、持続して高い収益を生み出すクリニック経営が実現します。
- このコラムを読んで頂くことで、市街化調整区域で開業するメリットやデメリット、スムーズに開業する手段を得ることができます。

市街化調整区域とは

新しくクリニックを開業する場合、多くの人は駅前や人通りの多い地域、区域への開業を検討します。

ただ、そういった立地条件のいい場所にはすでにクリニックは実存し、新規開拓しにくい面が多々あります。

このような場合に新たな開業場所として注目されているのが、市街化調整区域での開業です。

現段階では市街化されない場所

市街化調整区域とは、都市計画法（第7条以下）に基づき指定されている、都市計画区域における区域区分です。

市街化区域という対照的な区域もあります。

市街化調整区域は、市街化を抑制する区域、現段階で市街化を行ってはいけない区域です。

その為、例えば土地の持ち主であったとしても、その土地に自由に建物を建てることは出来ません。

また、制限が加えられた建物しか建てることは出来ず、建物を建てる場合には数多くの段階を経る必要があります。

反対に、市街化区域内は住居地域や商業地域、工業地域など用途が指定されており、建蔽率、容積率にわたり計画的に定められています。

建物の規制はありますが、基本的に、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされています。

その中に水道、下水道等を効率的に配置します。

また、低層用途地域には低い建蔽率や容積率を設定して高い建物が建たないように規制したり、商業地域は高い建蔽率や容積率を設定して高層化の建設を促進したりしています。

それぞれの大まかな違いは、

- 市街化区域は街を活性化させるために活用される地域
- 市街化調整区域は積極的な市街地開発をせずに無秩序な市街地の拡大を防ぐ地域
住宅開発では、建て方や建てられる規模など多くの制限や抑制があると言えるでしょう。

そのため、市街化調整区域でクリニックの開業は可能なのか疑問に思うかもしれません。

しかし、いくつかの手続きを行い、計画的に進めていくことで市街化調整区域でのクリニック開業は可能となります。

そこで、市街化調整区域でクリニック開業を検討している場合に知っておきたいメリットやデメリット、開業のポイントをご紹介します。

市街化調整区域でクリニックを開業する
メリット・デメリット

市街化調整区域は、街が活性化されていないので、開業に当たって不利な場所…というわけではありません。

市街化調整区域だからその良さもあります。



◆ 市街化調整区域のメリット

✓ 土地の価格・賃料が安い

駅前や活性化された街中とは違い、市街化調整区域は街の中心部からやや外れた場所にあります。そのため、土地は安く購入することができます。購入の際の費用は掛かりますが、毎月賃料を支払う必要がありません。

また、市街化調整区域の土地賃料は非常に安く済みます。他者の所有地に建物を建てるので、契約の際は後々トラブルにならない様に専門家に入ってもらふなどの対応は必要になりますが、賃料の安さは魅力でしょう。

✓ 競合医院が少ない

あえて市街化調整区域に開業という選択はしない、という方は多いかもしれません。しかしその分、市街化調整区域での競合医院は少なくなります。競合医院が少ないというだけで、患者さんに選んでもらえます。積極的なプロモーションや認知度向上のための広告費なども、削減することができます。また、近隣にあまりクリニックがない場合リピート率が高く、安定した集患が見込めます。

✓ 目立ちやすく自由度の高いデザインで建てられる

市街地とは違い、周りに建物が集中していないため規模の大きい建物というだけでとても目立ちやすいです。そして、ただ規模が大きいだけでなく、スタイリッシュだったりパッと目を引くデザインであったりすると、それだけで注目度も高くなるでしょう。積極的な広告宣伝などを行わなくても、建物自体が宣伝を行ってくれます。

✓ 駐車場と建物が近く通院しやすい

田舎や市街地から離れれば離れるほど、交通機関を利用するのではなく、車社会となります。そうなってくると、広大な駐車場があることは、利用者にとってとても魅力的です。駐車場が確保できるということで選んでもらえる確率が上がるのであれば、多少の土地代、駐車場整地代は大きな負担ではないでしょう。

◆ 市街化調整区域のデメリット

反対に、デメリットは以下のようなものが挙げられます。

✓ 駅から遠い

市街地から離れ、駅から遠い場所にあるので交通機関を利用する人には選ばれにくくなります。また、ふと通りかかって知ってもらう機会も減るので、WEBや紙媒体での広告宣伝等に力を入れる必要があります。そして駅から遠い場合、将来的に人口が減り利用者が減ることで、クリニックの存続そのものが危ぶまれる可能性もあります。現段階での人口や世代、所得面を鑑みることはもちろん重要ですが、将来的なこともしっかりと加味した上での検討が必要です。

✓ 近くに調剤薬局がない

自院で調剤までできる場合を除き、利用者に薬を出すのであれば調剤薬局が必要となります。市街地であれば、調剤薬局が点在しているので困ることはあまりないですが、市街化調整区域であればネックとなります。

✓ クリニックをまず建てる必要がある

市街地であれば、ビルなども多く立地や賃料などを考慮した上で入居することができます。しかし、市街化調整区域だとそもそも建物自体がない場合が多く、クリニックを開業するために建設するところから始める必要があるため、コストがかかります。デザイン性が高く、希望を実現してくれる建築事務所などに出会うことができるのであればいいですが、そうでない場合は難しいでしょう。

以上のようなメリットやデメリットを考慮した上で、市街化調整区域でのクリニック開業は検討する必要があります。

市街化調整区域でクリニックを開業するポイント

市街化調整区域で開業をするのであれば、押さえておきたいポイントがあります。必要なポイントをしっかりと押さえておくことで、開業をスムーズに進めていくことができます。

✓ 広い土地を確保しておく

駐車場を備えるのであれば、広めに確保しておく必要があります。郊外であれば、クリニックの利用者だけでなく、勤務医やスタッフ用も車通勤をする場合は関係者で駐車場が埋まってしまう…という恐れもあるからです。また、郊外では駐車場が備わっているか、車を止めやすい造りかということも重要です。選ぶのは利用者の方なので、選んでもらいやすいポイントは積極的に採用していきましょう。

✓ 余裕を持って開業スケジュールをたてる

市街化調整区域で開業する場合、用途変更や開発許可申請等の行政手続きが必要で。そのため、余裕を持ってスケジュールを立てておかないと、手続きがずれ込んだり思うように進まなかったりした場合に、開業時期が予定より大幅に延びてしまう可能性があります。市街地でないからこそ生じてくる手続きは、しっかり把握しておきましょう。

✓ 専門家のサポート体制を整える

土地の用途変更、形質変更、建築面などで、市街化調整区域でクリニックの建設を進めていく場合は高度な専門知識が必要になります。ある程度は自身で進めることも可能ですが、後々生じてくるかもしれない問題や計画変更をスムーズに進めたいのであれば、早い段階から専門家に関与してもらうことで順調にクリニック開業を進めることができます。

市街化調整区域は一般的な土地と比べ、建築制限があるので市場価値が下がり、価格が割安な場合があります。ただ、市場価値が下がることで住宅ローンの融資が下りなかったり、融資額が減額されたりする場合があります。そういったケースが生じた場合、専門家が関与していることで未然に防ぐことができ、効果的な解決策を投じてもらうことが可能となります。

クリニック開業はデザイン性の高い建物で

市街化調整区域でクリニックの開業を進めるのであれば、建築実例が多く、様々な要望、パターンにしっかりと対応してくれるプロの専門家とともに行うのが最も有効かつ効果的でしょう。



【福祉施設】種類とそれぞれの特徴



福祉施設と言っても、種類やサービス内容、設備、規模は様々です。

今回は、福祉施設の種類はどのようなものがあるのかご紹介いたします。

福祉施設とは

福祉施設は正式に、『社会福祉施設』と呼ばれています。社会福祉施設はお年寄りや子ども、障害のある方々に福祉サービスを提供する施設であり、これらの方々が自立して各々の能力を発揮できるよう、必要な日常生活の支援、技術の指導などを行うことを目的としています。

数多くの福祉施設を必要としている人、利用している人がいます。その必要とするサービスは多岐にわたり、施設によって提供するものも様々です。

福祉施設の種類

福祉施設は、大きく4つの分野に分けられます。それぞれに当てはまる施設の特徴や、料金形態は以下ようになります。

◆ 高齢分野（13の施設、サービス）

主に、介護や支援を必要とする高齢の方に向けた在宅や施設での介護を行う施設です。

✓ 特別養護老人ホーム

在宅での生活が困難になった、要介護の高齢者が入居できる施設です。公的な施設の為、利用者の費用は安く設定されています。経営状態としては、積極的なサービス加算による介護報酬や人権費によってまちまちですが、規小規模でない施設は比較的黒字経営をしています。GOOD DESIGN AWARDで受賞している施設もあり、施設の形そのものも利用者の判断基準となっています。

✓ 養護老人ホーム

介護の必要性に関係なく、環境・経済面で在宅での生活が困難な高齢者が入居できる施設です。前年度の収入によって利用者の費用は異なり、災害に見舞われたり生活保護の適応を受けたりすることでも変わってきます。

✓ 軽費老人ホーム

無料、もしくは比較的低額な料金で自立して生活するのが困難な身寄りのない、家族の援助を受けることができない高齢者が利用できます。介護が必要な人は入居できません。定員規模が大きい施設は安定した経営を行っています。

✓ 老人デイサービスセンター

65歳以上で、身体もしくは精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある高齢者が日中通う施設です。食事や入浴、機能訓練などの提供を目的としているとともに、コミュニケーションの場としても高齢者に人気のある施設です。小規模デイサービスの介護保険報酬が2015年に削減されたため、経営状況としては思わしくない小規模の施設もあります。

✓ 老人短期入所施設

一時的に施設に入所し、サービスを受けることができる施設です。介護度や使用する部屋のタイプ、利用日数により、利用料は変わってきます。

✓ 認知症高齢者グループホーム

認知症高齢者に特化した共同生活住居です。認知症症状の進行を遅らせる、安定した心理状態で過ごす、などを目的に入居者同士で家事分担を行っています。入居条件は、要支援2以上の認知症高齢者、医師による認知症の診断、グループホームがある市町村に住民票があること、が挙げられます。

✓ 老人保健施設

主に医療ケアやリハビリを必要とする要介護状態の高齢者（65歳以上）が利用します。医師による医学的管理のもとでの看護や介護、作業療法士、理学療法士によるリハビリテーションなどが提供されます。また、栄養管理・食事・入浴などのサービスまで併せて提供します。介護老人福祉施設と比べると、どちらも入居して介護サービスを受ける施設です。しかし、老人保健施設は在宅復帰を目指すための施設であり、後々の退去が前提です。入居期間が限定されているため、特別養護老人ホームの入居待ちとして利用する人もいます。



✓ 介護療養型医療施設

比較的重度の要介護者に、充実した医療処置とリハビリを提供する施設です。看護師の人員配置が他の施設より手厚く、医療処置に対応しています。また、多床室もあることから比較的少ない費用負担で利用できます。

食事の提供や排泄の介助など、介護サービスは提供されますが、あくまでも医療機関であり本来は回復期にある寝たきり患者に対するケアが中心です。

月額利用料は、約10万～17万円程で介護老人保健施設よりも高めに設定されています。

✓ 居宅介護支援事業

介護を必要としている人が適切な生活支援を受けられるよう、各種介護サービスに関する手続きを代行してくれるサービスで、ケアマネジメントともいいます。

サービス対象は要介護1～5の認定を受けている人で、利用者は介護支援についての知識が豊富な介護支援専門員（ケアマネジャー）に相談の元で、希望や環境に合わせたケアプランを決定します。その内容は、自立した生活をする上での希望や要望、目標を設定し、達成に向けて利用すべき介護サービスの内容などが記載されます。担当のケアマネジャーが、被介護者からの相談や要望に応じてケアプランを作成し、それに沿って適切な介護サービスの提供者・事業者との調整を行います。

ケアプランの作成やケアマネジメントサービスは、すべて介護保険が適用されるため自己負担はありません。

✓ 地域包括支援センター

介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」です。専門知識を持っている職員が、介護予防ケアマネジメント、総合相談、包括的・継続的ケアマネジメント、権利擁護などの相談に応じ、住み慣れた地域で生活できるように支援を行います。介護保険の申請窓口も担っています。

業務は保健師、看護師、社会福祉士、ケアマネジャーがそれぞれの専門性を活かし連携しながら、分担して行っています。

✓ 老人居宅介護等事業

身体上または精神上の障害があるために、日常生活を送る上で支障がある65歳以上の方に、自宅で食事、入浴、排せつ、家事、その他相談や助言などを行う事業です。

本人または扶養義務者の収入によって、利用負担額は変わってきます。

✓ 訪問入浴サービス

看護師1名を含めた3名（または2名）のスタッフが自宅に訪問し、専用の浴槽を使って入浴をサポートしてくれる介護サービスです。要介護者が自力での入浴が困難、家族のサポートだけでは入浴が難しいなどの場合、家族の負担軽減を主な目的として行われます。

要介護1～5認定を受けている、医師から入浴を許可されている方が、ケアマネジャーに相談後ケアプランを作成してもらい利用することができます。

✓ 訪問看護サービス

住み慣れた地域や家で、病気や障害を持った人が療養生活を送れるように支援するサービスです。訪問看護ステーションから看護師や理学療法士、作業療法士等が家に訪問し看護ケアを行います。

訪問看護は病気や障害をもちながら在宅療養する人は全て対象で、主治医の訪問看護指示書が必要です。

介護保険と医療保険のどちらが利用できるかによって、自己負担額は無料～数千円と異なります。

◆ 児童分野（16の施設、サービス）

主に、乳幼児～幼児を対象とするサービスです。

✓ 保育所

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設（児童福祉法第39条第1項）

とあるように、保護者の就労、保護者の病気などにより、家庭において十分な保育が受けられない乳幼児を預かり、保護者に代わって保育することが目的です。保育士により、養護と教育が行われます。

乳幼児に対する保育だけでなく、施設の利用者や地域の子育て家庭のために、育児相談、支援などを行う施設もあります。

✓ 認定こども園

幼児教育・保育を一体的に行う施設です。幼稚園と保育所の両方のよさをあわせもっています。

管轄は保育所は厚生労働省、幼稚園は文部科学省、認定こども園は内閣府です。厚生労働省も文部科学省も関わっているため、両方の機能ももっています。

認定こども園は以下のような種類があります。

・幼保連携型

幼稚園教育要領に基づく幼稚園的機能と保育所保育指針に基づく保育所的機能、両方の機能をあわせもつ。小学校児童との交流や小学校との連携などを図り、円滑に小学校へ進み教育が受けられるように考えられた施設。

・幼稚園型

公立や私立の認可幼稚園がベース。保育が必要な子どものため長時間保育をしたり、生後2～3か月から預かったりと、保育所的な役割がある施設。

・保育所型

公立や私立の認可保育所がベース。就労していない保護者でも利用できる幼稚園的な役割を備えることで、認定こども園としての機能を果たす施設。

・地方裁量型

幼稚園、保育所どちらも認可がない地域の教育・保育施設がベース。待機児童解消のために新たに認定こども園としてその機能を果たす施設。

◆ 障害者・障害児分野

障害を持つ方、障害児の方に合わせたサービスです。

✓ 就労移行支援

障害のある方の社会参加をサポートする、国の支援制度で障害者総合支援法という法律があり、就労移行支援は、障害者総合支援法に基づく就労支援サービスのひとつです。65歳未満で一般企業への就職を目指す障害のある方を対象に、就職に必要な知識やスキル向上のためのサポートを行います。



◆ その他

高齢分野、幼児分野、障害者・障害児分野に含まれないサービスです。

✓ 婦人保護施設

元々、売春を行うおそれのある女子を収容保護する施設でした。現在は家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情で社会生活を営むことが困難な女性も保護の対象です。婦人保護施設が、配偶者からの暴力を受ける女性の保護を行うこともできます。

選ぶポイント

それぞれの分野ごとの、選ぶポイントを挙げてみると、以下のようなものがあります。

◆ 高齢分野

- ・入居条件はどうか
- ・他の入居者との関係性をうまく築けるか
- ・費用はどのくらいか
- ・経営母体、ケア体制、スタッフの質は整っているか
- ・設備、環境は整っているか

◆ 児童分野

- ・通える範囲かどうか
- ・保育内容、保育士の質はどうか
- ・設備、資材、遊具などの環境が整っているか
- ・保育以外の支援は充実しているか

◆ 障害者、障害児分野

- ・利用者本人にあったサービス、作業をしているか
- ・第三者評価はどうか
- ・通える範囲かどうか

デザインに特化した福祉サービスを

一口に福祉施設とはいっても、様々な種類があり、それぞれの機能は異なります。

サービス内容だけでなく、施設の設備やデザインも利用者から選んでもらうポイントとなります。

